

宝塚市立学校における教職員の働き方改革について

管 理 部  
学 校 教 育 部

【1】働き方改革の方向性

本市では、教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、教職員のウェルビーイングを確保しつつ、高度専門職である教職員が新しい知識・技能等を学び続け、子ども達に対してより良い教育を行うことができるよう教職員の働き方改革を進める。

【2】働き方改革の取組

令和 5 年 9 月 8 日付文部科学省発「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(令和 5 年 8 月 28 日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」に示された働き方改革に係る取組について、本市の取組状況と今後の方向性をまとめた。(「◎」は重点的に取り組む、「○」は取り組む、「△」は一部取り組む)

1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について

(1)「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会として、3分類に基づく 14 の取組の実効性を確保するための具体的な役割も含め整理した対応に係る本市の取組

《第1分類》基本的には学校以外が担うべき業務(通知 P3)

① 登下校に関する対応(○)(通知 P3、別添 P3)

登校時の校門前で子ども達の迎え入れは、子ども達へのあいさつ励行と、日々の子ども達の表情や様子を見るためには有効ではあるが、そのために、教員は本来の勤務時間開始前から事実上、勤務することとなるため、段階的(強化月間にのみ実施するなど)な廃止に向けて取り組む。

② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応(◎)(通知 P3、別添 P5)

現在、月 1 回の市内一斉防犯活動や年 2 回の夜間特別警戒として、各学校の教員が 地域を巡回しているほか、地域のお祭り等の催しがあれば、児童生徒間トラブルを抑制するため、当該地域の学校の生徒指導担当を中心とした教員が当該催事会場を巡回している。

こうした防犯活動は、補導員等の地域との協働により取り組んでいる事業であることから、今後の事業の在り方を協議する中で段階的に廃止に向けて取り組む。

また、子どもたちが抱える問題が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域からの学校や教員への期待が高まっているが、結果として教員の業務が積みあがり、対応しきれない状況に陥る場面

もある。子の教育の第一義的責任は保護者にあることから、児童生徒が警察に補導された場合は、まずは保護者での対応とし、その後、改めて事実確認のうえ、学校においても必要な指導を行うこととする。

現在は、児童生徒が警察に補導された場合は、予め警察に届け出ている学校関係者の連絡先に連絡が入り、夜間休日であっても、教員は補導場所へ急行するなど、可能な限り対応している実態があるが、今後、児童生徒が補導された場合の対応については、警察をはじめとする関係機関とも協議を進め、過度に教員に負担を強いることがないよう取り組む。

なお、令和 2 年度から学校の電話について、午後 6 時以降は留守番電話対応としていることから、急な連絡への対応や保護者対応は激減した。また、留守番電話対応としたことによる保護者とのトラブルもなかったことから、一定の効果は認められた。

ただし、部活動を中心として、午後 6 時以降や休日の連絡方法として LINE を活用している実態がある。この場合、教員と児童生徒、保護者が LINE で繋がることになるため、今後、一定の整理が必要である。

### ③ 学校徴収金の徴収・管理 (○) (通知 P3、別添 P7)

学校徴収金のうち、学校給食費については、平成 28 年度(2016 年度)から公会計として取り扱っており、市が直接保護者から徴収することとした。その他の学校徴収金については、全校が統一した取り扱いが出来るよう要綱を作成したが、実態としては各学校での対応としている。

近隣市では、学校給食費の公会計化と併せて、その他の学校徴収金も市が一斉に徴収している例があり、課題はあるものの、本市においても一斉徴収について検討していく。

### ④ 地域ボランティアとの連絡調整 (◎) (別添 P9)

本市においては、該当する事案は見当たらないが、今後は、学校に関する地域ボランティアとの連絡調整については、学校運営協議会を窓口とするなど、個々の教員の負担とならないよう実態に合わせて整理する。

## 《第 2 分類》学校の業務であるが、必ずしも教師が担う必要がない業務

### ⑤ 調査・統計等への回答等 (△) (別添 P11)

教育委員会では、各学校での実態を把握するためや統計調査のため、各学校に調査照会することがある。重複した調査照会も存在することから、教育委員会各課が調整し、データ等が共有できるよう調整することにより、調査照会事項を減らすよう取り組む。

### ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (△) (別添 P13)

業間休み、昼休みが児童生徒の休み時間に当たるが、この時間帯の業務については、それぞれの教員に委ねられていることから、運動場で子ども達と一緒に遊ぶ教員や教室や職員室で宿題の丸付けや連絡帳の整理を行うなど、教員の裁量の下で業務に当たっている。

今後も、こうした児童生徒の休み時間は教員の裁量により業務に当たることが出来るよう、各学

校で配慮するよう啓発していく。

#### ⑦ 校内清掃(△)(別添 P15)

学校では、児童生徒が行う清掃活動の指導として学級担任を中心として各教員が対応しているが、教員のみにより、これらとは別に校内清掃を行うことはない。

この児童生徒が行う清掃活動のうち、一部の学校では、トイレ清掃に保護者(PTA)も加わって清掃している。

また、学校のトイレ清掃は、年に1回、教育委員会が契約した業者による清掃を行っている。

今後も引き続き、清掃活動が教員の負担とならないよう留意する。

#### ⑧ 部活動(◎)(別添 P17)

現在、多くの学校では、全員顧問制の中で部活動を運営しているため、教員に大きな負担を強いている。本市では、昨年度から部活動の地域移行に取り組んでおり、令和8年度からの全部活動の地域移行を目指している。

そのため、現在、各中学校に訪問し、教職員を対象とした説明・意見交換会を実施しており、その後は、教員の意向調査や保護者・生徒アンケートを実施するなど、着実に取り組むこととしている。

### 《第3分類》教師の業務ではあるが、負担軽減が可能な業務

#### ⑨ 給食時の対応(○)(別添 P19)

給食時の対応は、各学級担任が担っているが、小学校低学年は担任以外の教員も加わって対応している実態がある。

このほか、給食調理員が新1年生のクラスに入って給食指導の補助を担う学校もあることから、こうした取り組みを全校に広げるよう関係職員へ周知していく。

またこのほか、西山小学校では、学校応援団として、給食配膳支援員を地域に呼び掛けており、多くの参加者により給食時における教員の負担軽減に繋げている。こうした取組も全校へ紹介するなど、拡充に向けて取り組む。

#### ⑩ 授業準備(◎)(別添 P21)

授業準備については、教員の負担感は大きいものの、授業効率を上げるためにも教員でなければできない業務に当たる。一方、ICTを活用した授業では、他の教員と共有、分担することで当該業務の負担は軽減される可能性は大きい。そのため、学校におけるICT活用を一層推進することにより、授業準備の効率化を図るよう取り組む。

#### ⑪ 学習評価や成績処理(○)(別添 P25)

学習評価や成績処理のうち、単純な丸付けなど、教員でなくても出来る業務はあるものの、実態としては教員以外の者が担うことが困難な業務になる。

宿題等の家庭学習における練習問題等の丸付けをはじめとする学習評価は、ICTの活用により

一定の効果は見込めることから、授業準備と同様に ICT の活用を推進する観点から、一層、研究を進め、具体策の提示に取り組む。

#### ⑫ 学校行事の準備・運営(◎)(別添 P27)

学校行事には、入学式、運動会(体育大会)、音楽会、図工展、卒業式等が挙げられるが、いずれの行事においても、児童生徒にとって思い出深いものとなることから、行事を廃止することは困難であるが、入学式、卒業式では、来賓を減らすことで、事前準備や当日の接待等の業務が省かれることや、運動会では種目を精選し、午前中で終了するよう短時間化を進めており、いずれの行事も簡素化、短時間化するよう学校に働きかけている。

今後は、先進的に取り組んでいる学校の事例を他校に周知、促進するとともに、行事の簡素化について、保護者や地域の理解を得るよう、教育委員会が責任をもって強いメッセージを発する。

#### ⑬ 進路指導(△)(別添P29)

進路指導は、教員(主に担任)が担う業務として、削減することが困難な業務ではあるが、関係機関からの進学状況等の情報収集や整理は教育委員会が担うなど、教員の負担軽減に取り組む。

#### ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(◎)(別添 P31)

いじめや不登校、暴力行為、保護者からの過剰な苦情や不当な要望など、学校では、児童生徒への支援や家庭への対応が生じるが、一義的には学校による対応とするものの、それぞれのケース対応に当たり、必要に応じてケース会議に教育委員会も参画し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる専門的な側面支援に加え、スクールロイヤーによる法的な助言を得ながら、学校と教育委員会が役割を分担して、学校だけの負担とならないよう取り組む。

### (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し(通知 P4)

#### ① 適切な授業時数の編成と実施(○)

別紙(作成中)のとおり、各学校、学年ともに標準授業実数を上回っていることから、今後、各学校において標準授業時数を大きく上回って教育課程が編成されることがないように、周知するとともに、毎年、授業時数の実績の報告を求める。

#### ② 学校行事に係る負担の軽減(○)

学校行事に係る負担の軽減については、以下の3点について重点的に取り組む。

- (ア) 入学式・卒業式の慣例的・形式的な要素の見直しと来賓等の縮減
- (イ) 運動会(体育大会)、音楽会等の学校行事での時間短縮、慣例的な来賓等の縮減
- (ウ) 学校行事の精選(統合も含む)

### (3) ICT の活用による校務効率化の推進(◎)(通知 P5)

効率的な授業準備や成績処理など、働き方改革には大きな役割を果たす ICT のさらなる活用を図る。そのため、汎用のクラウドツールを活用した教員間での情報交換や会議資料のペーパーレス化、校務処理の負担軽減を図るとともに、校務支援のシステム更新に併せて学校と保護者間の連絡手段のデジタル化を進めるなど、システム更新期に併せて、より効果的なツールの活用に取り組む。

## 2 学校における働き方改革の実効性の向上等

### (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働(通知 P5)

#### ① 学校運営協議会での積極的な議論(◎)

保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会で議題として取り扱い、積極的に協議するなど、地域への理解と協力を求めるよう取り組む。

#### ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応(◎)

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求などの学校のみでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題となる中、保護者等との信頼関係の構築に当たっては、学校(教員)と保護者や地域住民は、それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた“対等”な関係を構築し、次代を担う子どもたちの育成という“共通の目標”のもと連携・協働して学校づくりを進めることが重要である。そのため、保護者や地域住民からの苦情や要望は、教員が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応することが重要である。

一方で、過剰な苦情や不当な要求などの学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会の責任において対応することができる体制を構築し、学校との役割を分担することにより、教員の負担の軽減と課題解決の効率化を図る。

### (2) 健康及び福祉の確保の徹底(通知 P6)

#### ① 教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の順守の推進(◎)

本市では、在校等時間の上限方針で定める上限時間である1カ月45時間を超える教員が多く、ノー部活デー、ノー残業デーの徹底により、縮減を図っているところであるが、学校や教員の個々の事情等により、徹底できていない実態がある。今後は、一斉消灯など教員が一斉に帰らなければならないような機会を設定するなど、徹底した縮減に取り組む。

#### ② 休憩時間(○)

「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組(勤務間インターバル)については、環境整備等の一方策として、今後、学校における実施に向けた効果的な在り方の検討を進める。

また、教員の休憩時間の設定については、昼と放課後に分けて設定した上で、放課後に設定した時間には職員会議を開催しないなど、学校内での時間設定に配慮するよう取り組む。

### (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり(通知 P7)

### ① 勤務時間の正確な把握(◎)

勤務時間の正確な把握は、教員の働き方改革を進めていく上では最も重要であり、本市の場合は県教育委員会が指定している「記録簿」に日々の出退勤時間を明記することとしている。

ただし、教員のタブレット(PC)の起動に連動しているものではないことから、日々、出退勤の時間を入力しなければならないところ、1週間まとめて入力する教員や一斉に同時間をコピーする教員がいるなど、記録の正確な入力が課題である。

そのため、教員の時間外勤務のうち、県教育委員会が指定した9項目の業務については、勤務時間の割振変更により、別の日の勤務時間を短縮することができる勤務時間の割振制度を積極的に運用することで、記録簿への正確な入力を促進する。

### ② 見える化への取組(○)

在校等時間の見える化は、記録簿の集計後に各学校へ通知しており、記録簿の正確な入力が必要不可欠ではあるが、その結果を全校で共有することが出来ず、各学校内のみで結果を共有する程度に留まり、見える化の効果は発揮されにくい環境にある。

今後は、定例校園長会等の機会を利用して全校の在校等時間の実態を周知することで、教員の意識改革に取り組む。

## 3 本市が独自に取り組む教員の働き方改革

### (1) 人的配置の充実

#### ① スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置

本市では、スクールソーシャルワーカーを9人雇用(会計年度任用職員)し、各学校における保護者対応や相談業務を担っている。

また、スクールロイヤーを3人配置し、児童生徒指導案件等の学校運営における法的助言を得て、事案の対応力の向上に向けて取り組んでいる。

#### ② 介助員の配置

特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、特に配慮が必要な児童生徒には介助員を手厚く配置しており、担任を補助し、よりきめ細かく対応している。

#### ③ 生徒指導緊急対策加配教員の配置

宝塚第一中学校に1人、高司中学校に2人、生徒指導緊急対策加配として教員(会計年度任用職員)を配置し、学校の生徒指導担当教諭の補助業務に従事させている。

#### ④ スクールサポーターの配置

有償ボランティアを各学校に派遣し、担任の補助を担っている。

### (2) 働き方改革検討委員会による検討

学校長の代表、教員の代表、教育委員会事務局の代表で構成する宝塚市働き方改革検討委員会を毎学期開催し、学校現場の意見も踏まえた働き方改革に取り組んでいる。

### (3) 健康及び福祉の充実

教員のストレスチェックにより、高ストレス判定の場合は医師面談を実施するほか、校内分析を行い、結果を学校へフィードバックしている。